

資料13 震災時タイムライン

●前提条件

- ・ 区と事業者は、震災が発生した場合の対応について、公園の管理運営等に係る委託契約とは別に協力協定（以下、「震災時協力協定」という。）を締結し、この協定において、震災時対応に使用する公園施設の範囲や双方の役割等を定めるものとします。
- ・ 震災時協力協定は、概ね次の内容とすることとし、詳細については、事業者決定後、両者協議のうえ定めるものとします。
 - 1 区と事業者はあらかじめ協議により震災時対応のタイムラインを作成し、発災時に両者はこれに基づき行動をすること。
 - 2 区と事業者は定期的に合同による図上訓練や実動訓練を行うこと。
 - 3 事業者の職員が震災時協力協定に基づく業務に従事したことにより死亡、負傷、病気が発生し、当該損害が災対基本法に規定する応急措置の活動に従事したものと認められる場合、区は条例に基づきその損害を補償すること。
 - 4 協力協定に基づき、公園施設を震災時対応で使用した場合、区は次の費用について負担すること。
 - （１） 震災時対応のために委託契約で定める公園の管理運営業務が履行できない期間が生じた場合は、この不履行期間中において、本来の業務が履行されれば支払われる予定であった委託料に相当する費用
 - （２） 利用料金制をとる施設について、震災時対応のために区民利用を休止した場合、本来であればこの休止期間に得られたと想定される利用料金収入に相当する費用
 - 5 その他、震災時協力協定に基づく災害対応に起因し、経費負担又は営業利益の損失が発生した場合においては、経費の負担者及びその額並びに損失の補償について、法令等の定めがある場合を除き、その都度、両者協議して定めること。

発災後 1 時間

		発災	15分	30分	1時間	
事業者	全体		●来園者の避難誘導 ●施設内アナウンス（落ち着いた行動、無暗に移動せず公園にとどまること等）以降繰り返し放送 ●負傷者の救護、応急対応（必要に応じて関東中央病院へ移送）	●スタッフへの施設被害確認、来園者の負傷等の情報集約の指示	●区災対本部との通信の確保、被害状況の伝達、区災対本部員の到着予定の確認 ●FMせたがやの施設内放送（以降継続）	●区災対本部員への引継ぎ（被害状況、出勤中のスタッフの人数等） ●区災対本部への近隣での大規模火災等の情報の聞き取り ●広場での近隣からの避難者受け入れのための各門の開放、表示物掲示 ●広域避難場所（広場）への避難者の誘導、アナウンス ●建物の安全点検（危険箇所発見時は安全な場所へ避難者を誘導）
	エントランス					●妊婦・乳児・高齢者等への対応（エントランス屋内への誘導）
区災対本部	全体		●災害対策本部設置 ●被害状況の把握開始	●災害対策本部会議の設定・準備開始	●公園との通信の確保、区災対本部員の到着予定の伝達 ●体育館施設等の被害状況の確認(災対物資管理部を通じて) ●公園配備の本部員の参集	
区災対物資管理部			●物資供給関連施設に係る被害状況等の報告準備		●羽田クロノゲート等の主要な地域内輸送拠点等の被害状況の確認 ●体育館地下倉庫、アリーナ等の被害状況の確認 ●災害時協定事業者等との通信確保	●体育館への人員派遣（準備でき次第）

発災後2～5時間

		2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	
事業者	全体	→施設内アナウンス（無暗に移動せず公園にとどまること等） →F Mせたがやの施設内アナウンス（以降継続） →負傷者の関東中央病院の医療救護所への誘導、移送 ●ライフラインの点検、ライフラインにかかる各種装置・資機材の作動確認 ●マンホールトイレの設置、住民利用の管理 ●現地災対本部の立ち上げ支援 ●現地災対本部の指示に基づく照明・空調の操作、資機材の提供等（以降継続）	●交通機関の被害・復旧情報の収集、園内放送による避難者への情報提供（以降繰り返し放送） ●近隣の指定避難所の開設状況の確認、避難者の指定避難所への誘導（自宅被害ない場合は帰宅を呼びかけ） ●現地災対本部とのスタッフの体制の協議	●スタッフの交代シフトの調整 ●出勤していないスタッフの安否確認、交代シフトの伝達			→
	エントランス	→避難者支援（妊婦・乳児・高齢者等）	●交通機関の復旧の見通しがいい場合…帰宅困難者支援（支援物資の配布等）				→
区災対本部	全体	●第1回災害対策本部会議(対策方針等の決定) ●園内敷地・施設の救助活動拠点の割り振り、調整	●支援物資の搬出入のための園内の動線の確保 ●要支援地域、優先輸送計画の立案	●区内の主要な被害状況の取りまとめ？ ●警察・消防・自衛隊による救助活動拠点等のニーズ把握			→
	アリーナ （体育館）	●民間人残留者の安全の確保（昼間発災時）	●輸送車両の受け入れの準備				→
	アリーナ （諸室）				●警察・消防・自衛隊による救助活動拠点としての受け入れ準備		→
	エントランス						
	広場 フットサルコートほか				●警察・消防・自衛隊による救助活動拠点としての受け入れ準備		→
災対物資管理部		●体育館への連絡員の派遣	●園内敷地・施設の救助活動拠点の割り振り、調整	●事業者と連携して情報共有 ●支援物資の搬出入のための園内の動線の確保	●指定避難所への備蓄品積載・輸送開始		→

発災後6～72時間

		6時間	12時間	24時間	48時間	72時間
事業者	全体	→ 近隣の指定避難所の開設状況の確認、避難者の指定避難所への誘導 (自宅被害ない場合は帰宅を呼びかけ)	→			
		→ FMせたがやの施設内放送(以降継続)	→			
		→ 負傷者の関東中央病院の医療救護所への誘導、移送	→			
		→ マンホールトイレの住民利用の管理				→
		→ 現地災対本部の指示に基づく照明・空調の操作、資機材の提供等(以降継続)				→
	エントランス	→ 帰宅困難者支援(支援物資の配布等)	→			
区災対本部	全体		●輸送車両の園内誘導 ●搬出入の指揮			→
		→ 警察・消防・自衛隊による救助活動拠点のニーズ把握				→
		→ 園内敷地・施設の救助活動拠点の割り振り、調整				→
					●他自治体、NPO、ボランティアの受け入れ量の把握、 園内敷地・施設の被災者支援活動拠点の割り振り調整	→
	アリーナ (体育館)	→ 物資搬入搬出、輸送作業				→
	アリーナ (諸室)	→ 警察・消防・自衛隊による救助活動拠点				●撤収
	エントランス			●警察・消防・自衛隊による救助活動拠点		●撤収
	広場 フットサルコートほか	→ 警察・消防・自衛隊による救助活動拠点				●撤収
災対物資管理部		→ 指定避難所への備蓄品積載・輸送 園内敷地・施設の救助活動拠点の割り振り、調整 ●体育館アリーナ(集積・仕分け)の使用準備	→ ●都・国支援物資受領調整	→	→ ●区備蓄品以外の物資の受領・集積・仕分け → ●都・国の備蓄物資の受領・集積・仕分け(羽田クロノゲート)	→

発災後4～7日目

		～72時間	4日目	5日目	6日目	7日目	
事業者	全体		→マンホールトイレの住民利用の管理				→
			→現地災対本部の指示に基づく照明・空調の操作、資機材の提供等（以降継続）				→
			●事業再開計画の策定、事業者内調整、再開準備				→
区災対本部	全体		→輸送車両の園内誘導				→
			→搬出入の指揮				→
			→他自治体、NPO、ボランティアの受け入れ量の把握、園内敷地・施設の被災者支援活動拠点の割り振り調整				→
			●復旧・復興計画にかかる各種調整				→
	アリーナ（体育館）		→物資搬入搬出、輸送作業				→
	アリーナ（諸室）	●警察・消防・自衛隊撤収	●他自治体、NPO、ボランティアによる被災者支援活動拠点				→
	エントランス						
	広場 フットサルコートほか						
災対物資管理部			→区備蓄品以外の物資の受領・集積・仕分け・指定避難所等への配送				→
			→都・国の備蓄物資・支援物資の要望書作成・受領調整・受領・集積・仕分け(羽田クロノゲート)				→
			→体育館アリーナ（集積・仕分け）の使用準備				→

発災後8日目～4か月目

		7日目	8日目～1か月	2か月目	3か月目	4か月目
事業者	全体	→ → →	●破損施設等の修理・昨日復旧 マンホールトイレの住民利用の管理 → 現地災対本部の指示に基づく照明・空調の操作、資機材の提供等（以降継続） → 事業再開準備	→	→	→ → ●一部事業再開
区災対本部	全体	→ → → →	輸送車両の園内誘導 搬出入の指揮 他自治体、NPO、ボランティアの受け入れ量の把握、園内敷地・施設の被災者支援活動拠点の割り振り調整 復旧・復興計画にかかる各種調整	→	→	→ → → →
	アリーナ（体育館）	→	物資搬入搬出、輸送作業	→	→	→
	アリーナ（諸室）	→	→	→	→	●一部事業再開
	エントランス	→	他自治体、NPO、ボランティアによる被災者支援活動拠点	→	→	→
	広場 フットサルコートほか	→	→	●災害廃棄物 一時集積等	→	→
災対物資管理部		→ → →	区備蓄品以外の物資の受領・集積・仕分け・指定避難所等への配送 都・国の備蓄物資・支援物資の要望書作成・受領調整・受領・集積・仕分け(羽田クロノゲート) → 体育館アリーナ（集積・仕分け）の使用準備	→ → →	→ → →	→ → →

発災後5か月目以降

		4か月目	5か月目	6か月目	7か月目以降	
事業者	全体	→ マンホールトイレの住民利用の管理 → → 現地災対本部の指示に基づく照明・空調の操作、資機材の提供等（以降継続） → 事業再開準備 →				
区災対本部	全体	→ 輸送車両の園内誘導 → → 搬出入の指揮 → → 他自治体、NPO、ボランティアの受け入れ量の把握、園内敷地・施設の被災者支援活動拠点の割り振り調整 → 復旧・復興計画にかかる各種調整 →				→
	アリーナ（体育館）	→ 物資搬入搬出、輸送作業 →			●設備復旧、事業再開 →	→
	アリーナ（諸室）	→ 事業再開 →				→
	エントランス	→ 他自治体、NPO、ボランティアによる被災者支援活動拠点 →			●設備復旧、事業再開 →	→
	広場 フットサルコートほか	→ 災害廃棄物 一時集積等 →			●設備復旧、事業再開 →	→
災対物資管理部		→ 区備蓄品以外の物資の受領・集積・仕分け・指定避難所等への配送 → → 都・国の備蓄物資・支援物資の要望書作成・受領調整・受領・集積・仕分け（羽田クロノゲート） → → 体育館アリーナ（集積・仕分け）の使用準備 →				→